



平成29年5月17日

各位

会社名:ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社

代表者名:代表取締役社長 菅野 隆二

(コード番号:6090 東証マザーズ)

問合せ先:取締役経営管理本部長 長谷川 哲也

(TEL:03-3551-2180)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年6月24日開催予定の当社第14回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行および役員異動に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、平成29年6月24日開催予定の当社第14回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成29年6月24日(土)
定款変更の効力発生日	平成29年6月24日(土)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を表しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <条文省略></p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <現行通り></p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 <現行通り></p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 <現行通り></p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 <現行通り></p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社に取締役9名以内を置く。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(選任)</p> <p>第19条 <新設></p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 <u>並びに監査等委員会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社に取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>9名以内を置く。</p> <p style="text-align: center;"><u>2 当社に監査等委員である取締役4名以内を置く。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第19条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p><u>2</u> <条文省略></p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 <条文省略></p>	<p><u>2</u> <現行通り></p> <p><u>3</u> <現行通り></p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>3</u> 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>4</u> 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 <現行通り></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会)</p> <p>第22条 <条文省略></p> <p>2 取締役会招集の通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発するものとする。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><新設></p> <p>3 <条文省略></p> <p>4 <条文省略></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>(取締役会)</p> <p>第22条 <現行通り></p> <p>2 取締役会招集の通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 <u>取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開くことができる。</u></p> <p>4 <現行通り></p> <p>5 <現行通り></p> <p>6 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(監査等委員会)</p> <p>第23条 <u>監査等委員会は、その決議により定められた議長が招集する。議長に事故あるときは、あらかじめ監査等委員会で定めた順序により他の監査等委員がこれにあたる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>3 <u>監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開くことができる。</u></p> <p>4 <u>監査等委員会の運営その他に</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第23条 <条文省略></p>	<p><u>関する事項については、監査等委員会</u> <u>の定める監査等委員会規程</u> <u>による。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第24条 <現行通り></p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u> 第24条 当会社に監査役4名以内を置 <u>く。</u></p> <p><u>(選任)</u> 第25条 <u>監査役の選任は、株主総会にお</u> <u>いて、議決権を行使することがで</u> <u>きる株主の議決権の3分の1以</u> <u>上を有する株主が出席し、その議</u> <u>決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u> 第26条 <u>監査役の任期は、選任後4年以</u> <u>内に終了する事業年度のうち最</u> <u>終のものに関する定時株主総会</u> <u>終結の時までとする。</u> 2 <u>補欠のため選任された監査役</u> <u>の任期は、退任した監査役の残任</u> <u>期間とする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u> 第27条 <u>監査役会は、その決議により監</u> <u>査役の中から常勤の監査役を選</u> <u>定する。</u></p> <p><u>(監査役会)</u> 第28条 <u>監査役会は、その決議により定</u></p>	<p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>

現行定款	変更案
<p><u>められた議長が招集する。議長に事故あるときは、あらかじめ監査役会で定めた順序により他の監査役がこれにあたる。</u></p> <p><u>2 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>3 監査役会は、監査役的全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開くことができる。</u></p> <p><u>4 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p><削除></p>
<p>第<u>6</u>章 計算</p> <p>第<u>30</u>条～第<u>32</u>条 <条文省略></p>	<p>第<u>5</u>章 計算</p> <p>第<u>25</u>条～第<u>27</u>条 <現行通り></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="448 266 560 297"><新設></p> <p data-bbox="448 412 560 443"><新設></p>	<p data-bbox="1054 266 1118 297"><u>附則</u></p> <p data-bbox="826 360 1326 392"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="810 412 1366 779"><u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第14回定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>